

子育て短期支援事業のご案内

■ショートステイ

保護者が疾病、出産、看護、事故、災害等により、家庭で児童の養育が一時的に困難となった場合、児童を施設でお預かりします。

※障がい児は、障害者総合支援法短期入所事業でお預かりします。(別途契約必要)

◇対象児童 2歳未満

<利用時間及び利用期間> 24時間 原則として7日間

<利用料金> 生活保護世帯等	負担金	0円/1人1日
市民税非課税世帯	負担金	1,100円/1人1日
その他の世帯	負担金	5,350円/1人1日

◇対象児童 2歳以上

<利用時間及び利用期間> 24時間 原則として7日間

<利用料金> 生活保護世帯等	負担金	0円/1人1日
市民税非課税世帯	負担金	1,000円/1人1日
その他の世帯	負担金	2,750円/1人1日

◇緊急一時保護の母

<利用時間及び利用期間> 24時間 原則として7日間

<利用料金> 生活保護世帯等	負担金	0円/1人1日
市民税非課税世帯	負担金	400円/1人1日
その他の世帯	負担金	600円/1人1日

■トワイライト

<利用時間及び利用期間> 学校等終了時から保護者の帰宅時間(概ね午後10時まで)
原則として6か月

<利用料金> 生活保護世帯等	負担金	0円/1人1日
市民税非課税世帯	負担金	300円/1人1日
その他の世帯	負担金	750円/1人1日

◇休日預かり

<利用時間及び利用期間> 土曜日、日曜日、祝日及び学校の休日
保護者の出勤時から帰宅時(概ね午後10時まで)
原則として6か月

<利用料金> 生活保護世帯等	負担金	0円/1人1日
市民税非課税世帯	負担金	350円/1人1日
その他の世帯	負担金	1,350円/1人1日

■その他

<送迎> 利用期間中、保育園・学校等へ送迎します。

<食事等> 食費：朝食200円 昼食400円 夕食600円 ※おやつ代含む
※弁当、おやつ持参でも構いません。

※アレルギーその他たべものに関する注意点をお知らせください。

<その他の費用> 個別に係わる費用については実費が必要です。

お問い合わせ&お申込み	羽島市役所子ども支援課	392-1111
	笠松町福祉子ども課	388-1116
	岐阜羽島ボランティア協会 かみなり北館	372-3437